

# 装具と上手に付き合うために

この装具  
私に合っているかしら…





## 目 次

装具の情報	2 ページ
使用上の注意	4 ページ
こんなことはありませんか？	
こんな時はすぐに対応	5 ページ
こんな時は早めに相談	6 ページ
装具が合わなくなったと思ったら？	7 ページ
装具作製の制度	
医療保険制度	8 ページ
社会福祉制度（障害者総合支援法※）	9 ページ
装具についての相談先	12 ページ

※このパンフレットでは総合支援法と表記しています

## ■ 装具の情報

※担当理学療法士が記入

作製年月日	年	月	日
装具の種類			
(特記事項 : )			
装具が必要な理由			
利用した制度	<input type="checkbox"/> 医療保険	<input type="checkbox"/> 総合支援法	<input type="checkbox"/> (その他 )
耐用年数	(総合支援法で作製の場合)	<input type="checkbox"/> 1.5年	<input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年
作製した病院・施設			
担当理学療法士			
作製業者 (担当者) ( )			
業者連絡先	所在地 :		
	電 話 :		

### 修理の記録

年	月
年	月
年	月
年	月
年	月

## ■ 装具の情報

※複数作製時に記入

作製年月日	年	月	日
装具の種類			
(特記事項 : )			
装具が必要な理由			
利用した制度	<input type="checkbox"/> 医療保険	<input type="checkbox"/> 総合支援法	<input type="checkbox"/> (その他 )
耐用年数	(総合支援法で作製の場合)	<input type="checkbox"/> 1.5年	<input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年
作製した病院・施設			
担当理学療法士			
作製業者 (担当者) ( )			
業者連絡先	所在地 :		
	電 話 :		

### 修理の記録

年	月
年	月
年	月
年	月
年	月

## 使用上の注意



### ■ 日常のお手入れ

- ▶ 装具は風通しの良いところで陰干しをしましょう
  - ▶ 汗をかいたあとや、においが気になるときにも
- ▶ 汚れやほこりが気になるときは、固く絞った柔らかい布で水拭きしまし

よう

**水洗い・洗剤使用はできません**

- ▶ 装具を履くときや脱いだときに、不具合がないかを確認しましょう

### ■ 定期的なお手入れ

- ▶ 靴型装具や人工皮革は一般の革靴と同様に、ブラシ等で汚れを払い靴用クリームで保護します
- ▶ マジックテープが弱くなったら、つまようじなどでマジックテープの表面をすいて、ごみや毛玉などを取り除きましょう

### ■ 足は清潔にしましょう

- ▶ 装具の中は蒸れやすく、菌が繁殖しやすい状況です
  - ▶ 足をきれいに保つことで感染の危険性を減らす
  - ▶ 足をきれいに保つことで、足の変化に気づきやすい



### ■ 装具の装着中は靴下を着用しましょう

- ▶ 装具装着における不快感を軽減し、傷も予防します
  - ▶ 湿度を調整できる（皮膚が湿ると傷ができやすくなる）
  - ▶ 装具との摩擦を減らす
  - ▶ 装具自体を衛生的に保ちやすくなる

### ■ 屋内で装具を使用するとすべる・床が傷むときは…

- ▶ 屋内用の靴の使用をご検討ください

## お使いの装具でこんなことはありませんか？

 こんな時はすぐに対応

### ■ 装具をつけると痛い

- 装具から皮膚や肉がはみ出す・きつくなった
- 装具にぶつかって赤くなる・擦れる

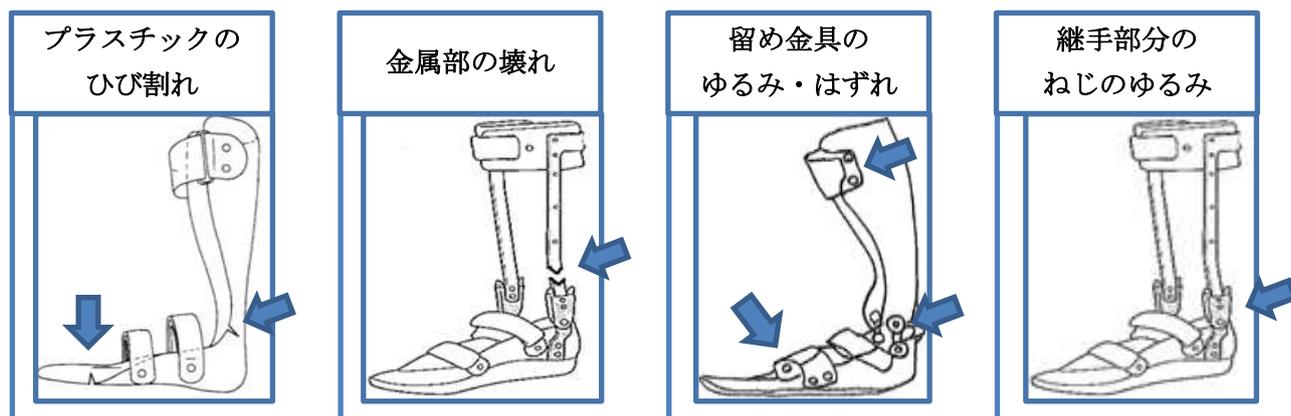
### ■ 装具をつけて歩くと傷ができる

- 歩いた後、特定の場所が赤くなる・擦れる・傷ができる

### ■ 装具をつけられない状態になった

- 他の病気で装具の使用を禁止された
- 装具を作製したときと身体の状態が大きく変わった

足に明らかな異常があれば病院で診察を受けましょう



壊れた装具の使用は中止してください  
転倒やけがの原因になる恐れがあります

これらの部品は修理が可能な場合があります  
作製業者へ問い合わせてみましょう  
総合支援法（P9・11）で作製された方は  
市町村の福祉事務所へお問い合わせください

 こんな時は早めに相談

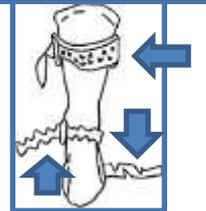
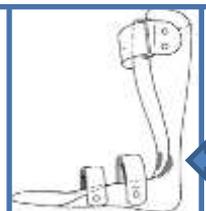
■ 装具をつけて歩くと痛い

- 歩く距離が延びると痛みがでる
- ベルト部分に痛みがある

■ 装具の装着が上手くできなくなった

- 踵が奥まで入れられない・浮いてしまう
- ベルトが止められない

通所／通院先の理学療法士または「補装具外来（P12）」でご相談ください

足底すべり止めの はがれ・擦り切れ	内張りのはがれ	ベルトがつかない・ 切れそう・よれよれ	プラスチックの変色
 <p>転倒する危険があります</p>	 <p>装具の中で足がすべりやすくなります</p>	 <p>装具による矯正やサポートが弱くなり、けがや転倒の原因になります</p>	 <p>プラスチックの色が白く濁ったら劣化のサインです 装具が壊れる前に相談しましょう</p>

これらの部品は修理が可能な場合があります  
作製業者へ問い合わせてみましょう  
総合支援法（P9・11）で作製された方は  
市町村の福祉事務所へお問い合わせください

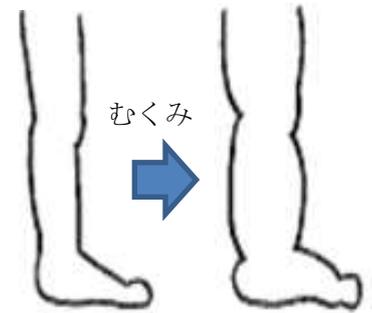
■ 装具の修理について（総合支援法で作製した場合）

- マジックバンド、滑り止めシート、内張り、ねじやベルトの鉤などの交換や貼り替えは 1000 円程度から修理ができます
  - 価格は装具や部品、保険の種類などにより異なりますので、詳しくは義肢装具士にお問い合わせください
  - 公費対応が可能な場合がありますので、修理の前に市町村の福祉事務所に連絡してください

## 装具が合わなくなったと思ったら？

### ■ 身体の機能が変わった（良くなった・弱くなった）

- 装具の必要性の有無を判断してもらいましょう
  - ▶ 状態によっては装具の変更が望ましい場合もあります
  - ▶ 装具の使用場面が変わった場合もご相談ください



### ■ 足の太さが変わった

- むくみや体重変化で装具がきつく（ゆるく）なっていませんか

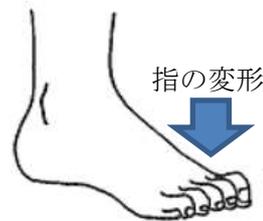
### ■ 使用環境が変わって対応できなくなった

- 階段の使用や復職等、活動範囲の拡大が生じたら・・・
  - ▶ どのような動きに対応したいのか・困っているのかをお知らせください

「補装具外来（P12）」にてご相談をお受けしています

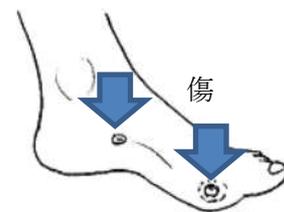
### ■ 足の状態を観察しましょう

- 足の形は変わっていませんか？
  - ▶ 指が曲がってきた（伸びなくなった）
  - ▶ ”たこ”や”まめ”ができた



通所／通院先の理学療法士または「補装具外来（P12）」でご相談ください

- 見た目は変わっていませんか？
  - ▶ 皮膚の色が悪くなった（赤黒くなる・紫色になる）
  - ▶ 傷ができています



足に明らかな異常があれば病院で診察を受けましょう

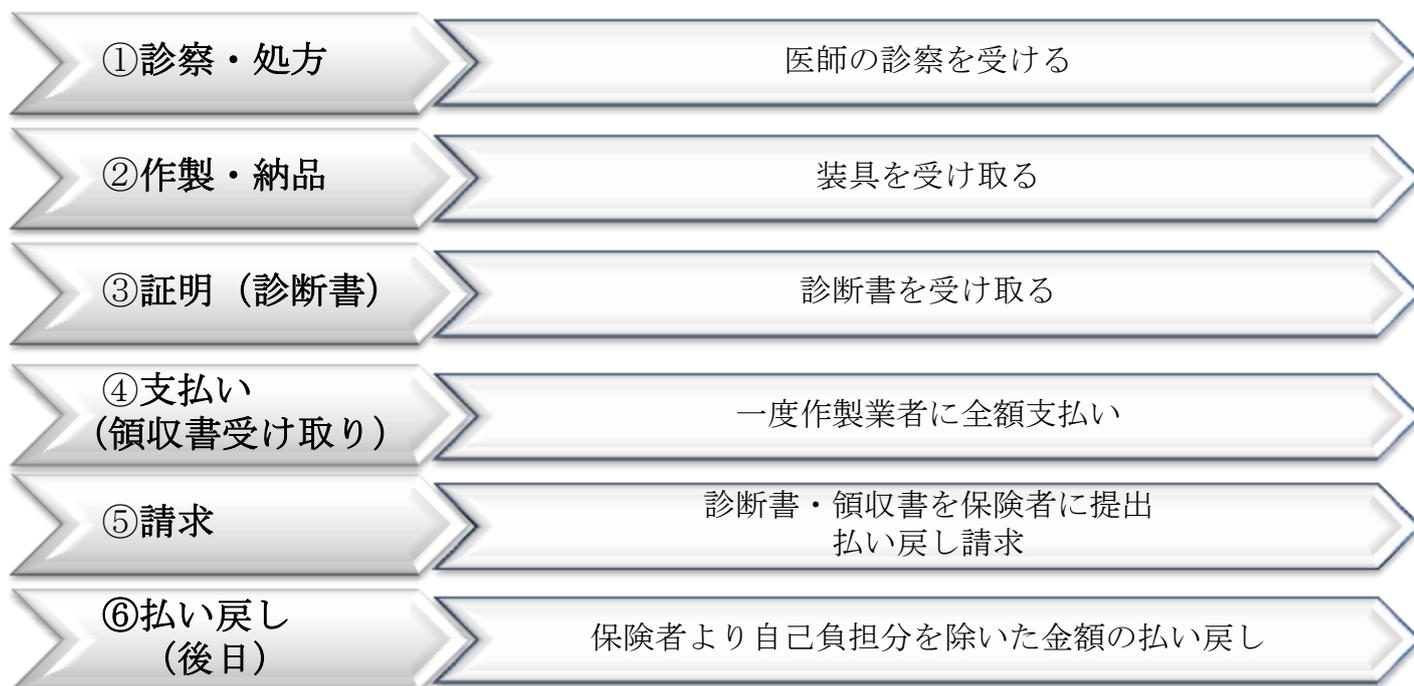
## 装具作製に関する制度①



### ■ 医療保険制度

- ▶ 全国健康保険協会・各健康保険組合・各国民健康保険・各共済組合など  
治療上必要な装具として作製します
- ▶ 治療のための一時的な使用を想定しているため、耐用年数は指定されていません
- ▶ 日常生活を送る上で必要な装具は、社会福祉制度（総合支援法）で作製します

### ■ 医療保険制度による装具作製の流れ



## 装具作製に関する制度②

### ■ 社会福祉制度（総合支援法）

装具の作製には原則として身体障害者手帳の取得が前提となります

- ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律です
- ▶ 日常生活を送る上で必要な装具を支給します
  - ▶ 世帯の所得によっては公費負担の対象外となります
- ▶ 装具の作製は原則として身体障害者更生相談所(P11\*)での判定が必要になります
- ▶ 長く使用するため、装具の種類ごとに耐用年数(P10)が定められています
- ▶ 補装具費の支給の対象となる補装具は、原則として1種目につき1個で、修理期間中の代替用については支給の対象となりません
  - ▶ 職業又は教育上など特に必要と認められた場合は2個支給されることがあります

### ■ 身体障害者手帳とは

- ▶ 各種の社会福祉制度を利用するために必要なものです
- ▶ 身体に障害があり、身体障害者福祉法に定められた障害に該当する場合に県知事または指定都市・中核市市長から交付されます
- ▶ 身体障害者手帳の交付をご希望の方は、お住まいの市町村の身体障害者手帳の担当にご相談ください
- ▶ 障害の程度により1級から6級までの等級があり、障害等級により受けられるサービスが異なりますのでご確認ください



## ■ 装具の耐用年数

金属支柱付短下肢装具



3年

軟性装具（革・布製品など）



2年

プラスチック製短下肢装具

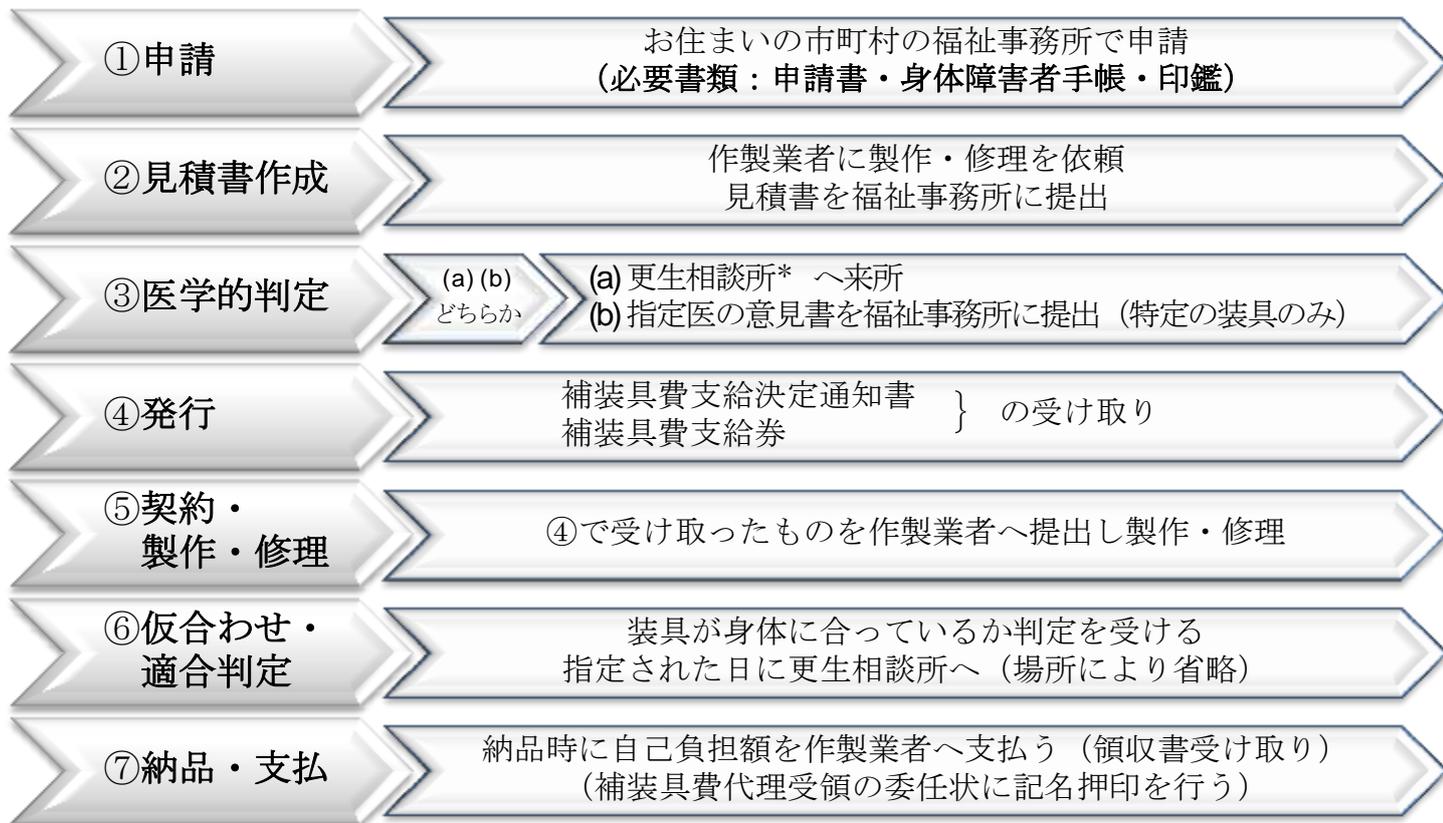


1.5年

## ■ 装具は消耗品

- ▶ 耐用年数未満であっても使用状況によっては不具合が生じます（P5・P6・P7）
- ▶ 耐用年数経過後に不具合があれば、装具再作製の検討をしましょう
- ▶ 再作製には、身体障害者更生相談所での判定が必要になります  
（※装具の種類によって多少の違いがあります）

## ■ 総合支援法による装具作製の流れ



\*原則として

さいたま市在住の方はさいたま市障害者更生相談センター、

さいたま市以外に在住の方は埼玉県総合リハビリテーションセンターになります

## ■ 総合支援法による装具の巡回相談について (さいたま市以外に在住の方)

- ▶ 身体障害者更生相談所 (埼玉県総合リハビリテーションセンター) への来所が難しい場合、県内 5 箇所 (秩父市・熊谷市・所沢市・越谷市・草加市) で巡回相談を実施しています
 
  - ▶ 指定地域以外の方は最寄地域を選択してください
- ▶ 身体の状況や希望する装具によっては、埼玉県総合リハビリテーションセンターへの来所をお願いすることがあります
- ▶ 利用に際してはお住まいの市町村の福祉事務所に申請してください

## 装具についての相談先

### ■ 総合支援法による装具の作製・修理の相談は市町村の福祉事務所

- ▶ 総合支援法で作製した装具についての相談
- ▶ 新規に作製業者を探したいなど

### ■ 病気・障害や身体の相談は医師

- ▶ 身体に変化や異常があれば医師に相談しましょう



### ■ 装具の作製・修理の相談は義肢装具士

- ▶ 修理は作製業者に相談してみましょう

### ■ 装具の使用方法・動作の相談は理学療法士

- ▶ 通所／通院先でリハビリテーションを行っている場合は、現在の身体の状

態を把握している理学療法士に相談してみましょう

- ▶ 装具が合わなくなったように感じる
- ▶ 装具はまだ必要か？
- ▶ 装具を作り直したら歩きにくくなった
- ▶ 修理のタイミングがわからない

### ■ 靴の購入は理学療法士・義肢装具士またはお近くの介護用品店へお問い合わせ

してください

### ■ 装具でお困りのことは補装具外来（埼玉県総合リハビリテーションセンター内）

- ▶ 装具や足や靴のトラブルでお悩みの方の解決をお手伝いします（要予約）

〒362-8567 埼玉県上尾市西貝塚 148-1  
埼玉県総合リハビリテーションセンター  
補装具外来 電話 048-781-2222(代表)

- ▶ どこに相談すればよいかわからない
- ▶ 転居などにより作製業者が対応できない などの相談



埼玉県総合リハビリテーションセンター  
〒362-8567 埼玉県上尾市西貝塚 148-1  
電話 048-781-2222(代表)

2016年発行